○新潟大学地域創生推進機構施設利用要項

平成28年4月1日 地域創生推進機構長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、新潟大学地域創生推進機構が管理する施設(新潟大学産学連携 共同研究棟1号棟及び2号棟をいう。以下「施設」という。)の利用に関し必要 な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 施設は、新潟大学(以下「本学」という。)の産学連携活動の拠点として、 外部機関との共同研究、分野横断的な研究及び産業界等で高度な研究開発を担え る人材を育成することを目的とした研究プロジェクトの推進を図るため、全学的 な利用に供することを目的とする。

(利用資格)

- 第3 施設を利用することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 本学の職員
 - (2) 本学の学部学生、大学院学生及び研究生
 - (3) 国立大学法人新潟大学共同研究取扱規程(平成18年規程第32号)第2条第5 号に規定する企業等研究員
 - (4) その他地域創生推進機構長(以下「機構長」という。)が適当と認めた者 (管理運用区分)
- 第4 施設の管理運用は、次に掲げる区分(以下「管理運用区分」という。)により行うものとする。
 - (1) 公募により利用者を決定する区域(以下「共用スペース」という。)
 - (2) 前号以外の区域(以下「共用スペース以外」という。)
- 2 前項の管理運用区分は、別表のとおりとする。

(利用申請等)

- 第5 共用スペースを利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、所 定の利用申請書を機構長に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 機構長は、前項の申請があったときは、新潟大学地域創生推進機構会議(以下

「機構会議」という。)の議を経て、利用の可否を決定し、利用申請者に通知するものとする。

3 共用スペース以外を利用しようとする者は、所定の施設利用届を機構長に提出 し、許可を受けなければならない。

(利用計画の変更)

- 第6 第5の第2項の規定により利用許可を受けた者(以下「共用スペース利用者」 という。)は、共用スペースの利用計画に重要な変更を加えようとするときは、 所定の利用変更申請書を機構長に提出しなければならない。
- 2 機構長は、前項の申請があったときは、機構会議の議を経て、その可否を決定し、共用スペース利用者に通知するものとする。

(利用期間等)

- 第7 共用スペース利用者が共用スペースを利用できる期間は,5年を限度とする。 ただし、機構長が特に必要と認めたときは、利用期間の延長を認めることができ る。
- 2 共用スペース利用者は、利用期間を延長しようとするときは、利用期間が満了する日の3月前までに所定の利用延長申請書を機構長に提出しなければならない。
- 3 機構長は、前項の申出があったときは、機構会議の議を経て、その可否を決定 し、共用スペース利用者に通知するものとする。
- 4 共用スペース利用者は、利用期間を短縮しようとするときは、利用を終了する 日の3月前までに機構長に申し出なければならない。

(利用許可の取消し等)

第8 利用者(共用スペース利用者及び第5の第3項の規定により利用許可を受けた者をいう。以下同じ。)がこの要項に違反したときは、機構長は、機構会議の議を経て、利用の許可を取り消し、又は許可内容を変更することができる。

(経費の負担)

- 第9 共用スペース利用者は、別に定めるところにより、共用スペースの利用に係る経費を負担しなければならない。ただし、機構長が特に必要と認めたときは、 経費の全部又は一部を免除することができる。
- 2 前項により負担した経費については、原則返還は行わないものとする。

(利用上の義務)

- 第10 利用者は、この要項を遵守するとともに、利用許可を受けた目的及び方法に 従い、施設及び設備を常に善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。
- 2 利用者は、施設の利用に際し、施設内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

(共用スペースの改修)

- 第11 共用スペース利用者は、利用計画の遂行上やむを得ず共用スペースを改修するときは、事前に機構長に申し出て、その許可を受けなければならない。
- 2 共用スペースの改修及び利用後の原状回復に係る費用は、共用スペース利用者 が負担するものとする。

(利用の報告)

第12 機構長は、共用スペース利用者に対して、必要に応じて共用スペースの利用 に係る事項について、報告を求めることができる。

(原状回復)

第13 共用スペース利用者は、利用期間が満了したとき(第8の規定により利用を 取り消されたときを含む。)は、共用スペースを原状に回復し、速やかに明け渡 さなければならない。

(損害賠償等)

第14 利用者は、故意又は過失により、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(論文等への明記)

第15 共用スペース利用者は、共用スペースを利用して行った研究等の成果を論文 等により公表する場合は、共用スペースを利用した旨を明記し、その論文の写し を機構長に提出しなければならない。

(事務)

第16 施設の利用に関する事務は、研究企画推進部で行う。

(雑則)

第17 この要項に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則 この要項は、平成28年4月1日から実施する。

別表(第4関係)

施設名称	管理運用区分	
	共用スペース	共用スペース以外
新潟大学産学連携共	プロジェクト研究室106A	分析機器室1
同研究棟1号棟	プロジェクト研究室112	分析機器室2
	プロジェクト研究室113	プロジェクト研究室204
	プロジェクト研究室114	構造解析分析室
	プロジェクト研究室201	材料特性評価解析室
	プロジェクト研究室205	研修会議室
	プロジェクト研究室209	
	プロジェクト研究室210	
新潟大学産学連携共	プロジェクト研究室106	サイエンティフィックビジュア
同研究棟2号棟	プロジェクト研究室108	ライゼーション室
	プロジェクト研究室110	セミナー室
	プロジェクト研究室111	
	プロジェクト研究室207	
	プロジェクト研究室208	
	プロジェクト研究室209	
	プロジェクト研究室210	